

## カードローン保証委託契約条項

[保証会社]株式会社名古屋カード 御中

申込人が株式会社名古屋銀行(以下、甲という。)との当座貸越契約(カードローン契約)に基づき表記ローンを利用するにあたり、申込人は次の保証委託契約条項を承認のうえ、表記保証会社(以下、乙という。)に保証を委託します。

### 第1条. (保証の範囲及び契約の成立)

1. 申込人が乙に保証を委託する債務の範囲は、当座貸越契約(以下、原契約という)に基づき申込人が甲に対し負担する借入金、借入利息、損害金、その他一切の債務とし、原契約の内容が変更されたときは、申込人と乙との保証委託契約(以下、本契約という)に基づく保証委託の内容も当然に変更されるものとします。
2. 乙による保証は、保証会社が保証を適当と認め保証決定した後、申込人と甲との間で原契約が締結されたときに成立するものとします。
3. 本契約に基づく保証委託の有効期限は、申込人と甲との間の原契約の取引期限と同一とし、原契約が更新され、または期間延長されたときは、当然に本契約も更新され、または本契約に基づく保証委託の期間も延長されるものとします。

### 第2条. (保証の解除)

申込人は原契約期間満了前においても、申込人に第 5 条 1 項各号のいずれかが発生したとき、その他、乙が必要と認めたときには、乙に本契約を解除されても異議はありません。

### 第3条. (借入約定)

申込人は、乙の保証により甲と取引するについては、本契約のほか、申込人と甲の間に締結した原契約の各条項 に従います。

### 第4条. (担保の提供)

申込人の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、遅滞なく 乙に通知し、乙の承認した相当の担保を差入れます。

### 第5条. (求償権の事前行使)

1. 申込人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は第 6 条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。
  - ① 仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立てを受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到着したとき、民事再生手続、破産等 の手続きの当事者になったときまたは清算の手続きに入ったとき、任意整理又は法的整理の開始を乙に通知したとき。
  - ② 振出した手形、小切手が不渡りとなったとき、若しくは電子記録債権が支払い不能となったとき。
  - ③ 担保物件が滅失したとき。
  - ④ 被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき。

- ⑤ 甲・乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
  - ⑥ 乙に対する住所変更の届出を怠る等申込人の責めに帰すべき事由によって、乙において申込人の所在が不明となったとき。
  - ⑦ 申込人が乙の発行するクレジットカード会員である場合、その会員規約に基づき会員資格の取消を受けたとき。
  - ⑧ 申込人が、暴力団員等もしくは第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは 11 条 2 項各号のいずれかに該当する行為をし、または 11 条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合。
  - ⑨ その他債権保全のため必要と認められたとき。
2. 乙が前項により求償権を行使する場合には、民法 461 条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。
  3. 前 1 項 8 号の適用により、申込人に損害が生じた場合にも、乙になんらの請求をしないものとします。また、乙に損害が生じたときは、申込人がその責任を負うものとします。
  4. 申込人は前 1 項各号の一つでも該当していることを乙が甲に通知しても異議はありません。

#### **第6条.** (代位弁済)

1. 申込人が甲に対する債務の履行を遅滞したため、またはその他甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、申込人に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等については甲・乙間の約定に基づいて弁済されても異議を述べません。
2. 乙の前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に関しては、申込人が甲との間で締結した原契約のほか、本契約の各条項が適用されます。

#### **第7条.** (求償権の範囲)

乙が第 6 条の弁済をしたときは、申込人は乙に対し、その弁済額・弁済に要した費用およびこれらに対する弁済の日の翌日から完済まで 14.5% (1 年を 365 日とした日割計算)の割合による遅延損害金ならびに求償権の行使に要した費用その他一切の損害を支払います。

#### **第8条.** (第三者弁済)

申込人は第三者による弁済申出があった場合に、申込人の意思に反しないものとして取り扱うことに同意します。

#### **第9条.** (債権の譲渡)

申込人は保証会社が本契約による債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

#### **第10条.** (弁済の充当順序)

申込人の弁済額が、本契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当できます。なお、申込人について、乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

#### **第11条.** (反社会的勢力の排除)

1. 申込人は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のい

いずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己・自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて乙の信用を毀損し、又は乙の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他、前各号に準ずる行為

#### **第12条.** (調査、報告)

1. 申込人の氏名、職業、住所、居住、印鑑、電話等の事項について変更があったときは、直ちに甲を通じ乙に届け出をし、乙の指示に従います。
2. 申込人が前項の通知を怠ったため、乙が申込人から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときも通常到着すべきときに到着したものとします。また、届け出を欠き、または遅延したことにより生じた損害は、すべて申込人の負担とします。
3. 財産、経営等について乙から請求があったときは、直ちに乙に対して報告し、乙の指示に従います。
4. 乙が申込人について、その財産、収入、信用等を調査しても何ら異議はありません。
5. 申込人および申込人の成年後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、補佐、後見の開始、若しくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに甲を通じ乙に届け出るものとします。
6. 申込人は、前1項の届出の前に生じた損害について、貴社が責任を負わないことに同意いたします。

#### **第13条.** (保証料・手数料の支払)

申込人は本件保証にともなう保証料・手数料を甲・乙所定の時期・料率・方法により支払います。

#### **第14条.** (費用の負担)

本契約による調査費用及び、権利の保全行使に要する費用は申込人の負担とします。

#### **第15条.** (公正証書の作成)

申込人は、乙から請求があったときは、直ちに強制執行認諾条項付きの公正証書の作成に必要な一切の手続きをいたします。このために要した費用については、乙の指定する金額を申込人が負担し

ます。

**第16条.** (保証委託契約条項の変更)

1. 本契約条項は、民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、本契約の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢等諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条 4 の提携約款の変更の規定に基づいて変更することができるものとします。
2. 前項による本契約条項の変更は、変更後の規定の内容を、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法で周知し、公表の際に定める 1 カ月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

**第17条.** (管理回収業務の委託)

乙は、申込人に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた 債権回収専門会社に対して委託することができるものとします。

**第18条.** (管轄の合意)

本契約に関し紛争を生じたときは、訴額のいかんにかかわらず申込 人は乙の本・支店、営業所所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

以 上